

「振り込め詐欺救済法」への対応について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（いわゆる「振り込め詐欺救済法」）が平成20年6月21日（土）施行されました。当金庫では本法律の施行に伴い、下記受付窓口で、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けさせていただくことといたしました。

「振り込め詐欺救済法」は、おれおれ詐欺・還付金詐欺・架空請求詐欺・インターネットオークション詐欺などの振り込め詐欺に遭われた被害者を救済するため、金融機関の犯罪利用口座に滞留している犯罪被害資金の返還手続き等を定めた法律です。

被害に遭われた方、またはお心当たりのある方は

1. すみやかに警察へ被害届等を提出してください。
2. すみやかに振り込み先の金融機関にご連絡ください。
3. 当金庫の口座に振り込め詐欺等の犯罪被害資金を振り込まれた方は、下記受付窓口までご連絡ください。

預金保険機構の公告関係のホームページは

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/> をご覧ください。

西中国信用金庫は、今後とも、振り込め詐欺等の被害発生防止および被害者救済に取り組んでまいります。

受付窓口

(フリーダイヤル) 0120-26-3521 / 0120-67-5563

(各お取引店舗) 各営業店窓口

(受付時間) 月曜日～金曜日（信用金庫休業日を除きます。）

AM9:00～PM5:45